

制定 平成 24・06・07 関東産保第 15 号  
平成 24 年 6 月 12 日  
最終改訂 20200402 関東産保第 5 号  
令和 2 年 4 月 7 日

## 高圧ガス保安関東東北産業保安監督部長表彰実施要領

### 1. 表彰の目的

永年にわたり高圧ガスの保安に関し極めて顕著な功績を上げた保安功労者、高圧ガスによる災害防止のため不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所等を表彰することにより、保安意識の高揚を図り、もって高圧ガスの保安を推進するため、高圧ガス保安関東東北産業保安監督部長表彰（東北支部を除く。以下「監督部長表彰」という。）をこの要領に基づいて行うものとする。

### 2. 表彰実施者

関東東北産業保安監督部長（以下「監督部長」という。）

### 3. 表彰の種類及び表彰数

(1) 表彰の種類： 表彰の種類は、次のとおりとする。

- ① 優良製造所
- ② 優良販売業者（液化石油ガス販売事業者を含む。）、優良貯蔵所所有者（貯蔵所占有者を含む。）及び優良特定高圧ガス消費者（以下「優良販売業者等」という。）
- ③ 保安功労者
- ④ 優良製造保安責任者、優良販売主任者、優良業務主任者及び優良取扱主任者（以下「優良製造保安責任者等」という。）
- ⑤ その他優良事業所等（高圧ガス保安に関し、極めて顕著な功績等を上げ、表彰するに値する事業所、事業者、団体、個人等として、監督部長が認めたもの。）

(2) 表彰数： 表彰数は、本制度の趣旨を著しく逸しない範囲に納めること。

### 4. 表彰の対象

高圧ガス保安に関し、極めて顕著な功績等を上げた、事業所、事業者、団体及び個人等であって、原則として、以下に掲げる要件に該当するものとする。

なお、過去に部長表彰の受賞歴があり、同じ種類であっても、前回の受賞（上位表彰含む）から20年を経過しているものは、前回表彰後の功績をもって表彰の対象とすることができる。ただし、その他優良事業所等の選考の要件は、別に定める。

(1) 優良製造所及び優良販売業者等については、次の各号に該当するものであること。

- イ 各施設の構造、設備及び製造、販売又は消費の方法等の保安上の措置が特に優れていること。
- ロ 保安管理体制が整備されている等保安上の職制が模範的であり、管理責任者及び従業員全般に対する保安教育が徹底しており、かつ、保安に関して積極的な熱意を持っていること。

- ハ 永年高圧ガス関係法令の違反、災害及び事故がなく、他の模範として表彰することが適当と認められるもの。
- (2) 保安功労者については、次の各号の一つに該当し、他の模範として表彰することが適当と認められる者であること。
  - イ 高圧ガスの製造、販売若しくは貯蔵又は特定高圧ガスの消費に現在従事する者であって、高圧ガスに関する学識経験が深く、自己の所属する高圧ガス事業所等において保安に関する管理技術及び教育の面において優秀な業績を有し、かつ、関係保安団体における保安活動に尽力する等、高圧ガスの保安に関し経験を有し、特に功労がある者で、原則として、高圧ガス事業所又は関係保安団体等において永年その業務に従事している者であること。
  - ロ 高圧ガスによる災害事故を事前に察知し、身をもって、これを未然に防止し、又は、既に発生した事故の拡大を防止し、もって公共の安全の確保に多大な貢献をしたことがあること。(当該事故の原因が自己の職務上の責任に帰されない場合に限る。)
  - ハ 高圧ガス保安に係る研究、啓発、指導、高圧ガス機器の製造等高圧ガス事業に密接な関連を有する分野において、高圧ガス保安のため特に顕著な業績を上げた者であること。
- (3) 優良製造保安責任者等については、高圧ガスについての経験が深く、保安の確保と安全指導に模範的な製造保安責任者等として永年精勤し、その人格、業績等が表彰に値する者であること。

#### 5. 推薦依頼及び選考

- (1) 監督部長は、管内の各都県知事並びに指定都市の長(以下、「都県知事等」という。)及び関係団体に対して監督部長表彰候補者の推薦の依頼を行うとともに、関東東北産業保安監督部保安課の推薦者を選考する。
- (2) 監督部長は、推薦の依頼及び選考を行うに当たって、別紙様式の推薦書又は別に定める推薦書及びその添付書類を求めなければならない。

#### 6. 審査及び決定

監督部長は、上記4の選考の要件及び別に定める関東東北産業保安監督部長表彰選考基準に基づいて審査し、優良と認めたものについて、監督部長表彰を受けるものとして決定する。

#### 7. その他

監督部長は、必要に応じて本要領の下位規程を定めることができる。

##### 附 則

この実施要領は、平成24年6月12日から施行する。

##### 附 則

この実施要領は、平成30年3月27日から施行する。

##### 附 則

この実施要領は、令和2年4月7日から施行する。